



鳥取県公報

平成 26 年 7 月 8 日 (火)
号外第 7 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則
(40) (青少年・家庭課) 3
- ◇ 教委規則 鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則
(8) (教育総務課) 7
- ◇ 人委規則 警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
(18) (給与課) 8

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県青少年健全育成条例の一部が改正され、ゲーム機等の販売事業者の説明義務が課されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) ゲーム機等インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者（以下「販売事業者」という。）が、機器の購入者に対し説明すべき事項は、次のとおりとする。

ア 青少年がインターネットを不適切に利用することにより事件に巻き込まれ、又は刑罰法令に触れるおそれがあること。

イ 保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。

ウ 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアが組み込まれた機器にあつては、その機能及び利用方法

エ インターネットを利用して情報を閲覧し、又は視聴すること等の機能を制限するためのプログラムが組み込まれた機器にあつては、その範囲及び制限方法

オ 新しいソフトウェアを組み込むことができる機器にあつては、インターネットの利用を制限することができるソフトウェアに関する情報

(2) 販売事業者が機器の購入者に対し説明を要しない場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。

(3) 携帯電話インターネット接続役務提供事業者が携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項に、(1)イに掲げる事項、有害情報フィルタリングソフトウェアの利用方法及び無線LANを使ってインターネットに接続する場合の有害情報フィルタリングソフトウェアの機能を加える。

(4) その他所要の規定の整備を行う。

(5) 施行期日は、平成26年10月1日とする。

規 則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第40号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和56年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>(青少年健全育成協力員)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>条例第12条の2第2項から第5項までに定める安全にインターネットを利用できる環境</u></p> <p>キ <u>条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明</u></p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの基準)</p> <p>第5条 <u>条例第12条の2第1項第3号の規則で定める基準は、次に掲げるものの全てについて一定の基準に基づき選別し、閲覧又は視聴を防止することができるものであることとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の説明すべき事項等)</p> <p>第6条の2 <u>条例第12条の3第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪その他の事件に巻き込まれ、又は</u></p> | <p>(青少年健全育成協力員)</p> <p>第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境</u></p> <p>キ <u>条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明</u></p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> <p>(フィルタリングの機能の基準)</p> <p>第5条 <u>条例第12条の2第1項の規則で定める基準は、次に掲げるもののいずれについても、文字、音声又は映像の全部又は一部の受信を防止することが選択できる機能を有するものであることとする。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない正当な理由等)</p> <p>第6条の2 <u>条例第12条の3第1項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。</u></p> <p>(1) <u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、フィルタリングの機</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p><u>刑罰法令に触れるおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。</u></p> <p>(3) <u>青少年有害情報フィルタリングソフトウェアが組み込まれた機器にあつては、当該青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能及び利用方法</u></p> <p>(4) <u>次に掲げる機能の全部又は一部を制限するためのプログラムが組み込まれた機器にあつては、制限できる機能の範囲及び制限方法</u> <u>ア インターネットを利用して情報を閲覧し、又は視聴すること。</u> <u>イ インターネットによる情報発信を行うこと。</u> <u>ウ 新しいソフトウェアを組み込み、又は組み込まれたソフトウェアを削除すること。</u></p> <p>(5) <u>新しいソフトウェアを組み込むことができる機器にあつては、インターネットの利用を制限することができるソフトウェアに関する情報</u></p> | <p><u>能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(2) <u>携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっており、フィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。</u></p> <p>(3) <u>保護者が、携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年の当該役務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにすること。</u></p> |
| <p>2 <u>条例第12条の3第1項第3号に規定する規則で定める場合は、インターネットを利用して閲覧し、又は視聴することができる情報の種類が有害情報を含まないものに限定されている機器の場合とする。</u></p> <p>(<u>携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結等に当たって説明すべき事項</u>)</p> <p>第6条の3 <u>条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪その他の事件に巻き込まれ、又は刑罰法令に触れるおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>保護者が青少年のインターネットの利用に対しペアレンタルコントロールを適切に行う必要があること。</u></p> <p>(3) <u>携帯電話インターネット接続役務提供事業者が提供する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの機能（携帯電話インターネット接続役務を利用しない場合における機能を含む。）及び利用方法</u></p> | <p>2 <u>条例第12条の3第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>申出年月日</u></p> <p>(2) <u>申出者の住所、氏名及び電話番号</u></p> <p>(<u>契約の締結等に当たって説明すべき事項</u>)</p> <p>第6条の3 <u>条例第12条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。</u></p> <p>(1) <u>青少年がインターネットを不適切に利用することにより犯罪を誘発し、又は犯罪による被害を受けるおそれがあること。</u></p> <p>(2) <u>当該携帯電話インターネット接続事業者が提供するフィルタリングの機能の内容</u></p> |

(4) 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第3項に規定する書面を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用しない正当な理由等)

第6条の4 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

(1) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずること。

(2) 携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける青少年が心身に障がい有し、又は疾病にかかっており、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用することで当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

(3) 保護者が青少年の携帯電話端末その他の機器の使用状況を適切に把握すること等により、当該青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧し、又は視聴することのないようにすること。

2 条例第12条の3第3項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 申出年月日
- (2) 申出者の住所、氏名及び電話番号

様式第1号（第3条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第9条の2 略

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、
 条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全

(3) 保護者がフィルタリングの機能を有するソフトウェアを活用しない旨の申出をするときは、条例第12条の3第1項に規定する正当な理由が必要であること。

2 知事は、携帯電話インターネット接続事業者等に対し、前項第1号及び第2号に掲げる事項に関する情報を提供するよう努めるものとする。

様式第1号（第3条関係）

(表)

略

(裏)

鳥取県青少年健全育成条例（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第9条の2 略

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（抜すい）
 （青少年健全育成協力員）
 第3条 知事は、次に掲げる活動を行うため、
 条例第9条の2の規定に基づき、青少年健全

| | |
|--|--|
| <p>育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>条例第12条の2第2項から第5項までに定める安全にインターネットを利用できる環境</u></p> <p>キ <u>条例第12条の3第1項及び第2項に定める事業者の説明</u></p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> | <p>育成協力員（以下「健全育成協力員」という。）を置く。</p> <p>(1) 次に掲げる事項の実態の把握（条例の施行のために必要な範囲に限る。この項において同じ。）を行うこと。</p> <p>ア～オ 略</p> <p>カ <u>条例第12条の2第1項から第5項までに定めるインターネット利用環境</u></p> <p>キ <u>条例第12条の3第3項に定める携帯電話インターネット接続事業者等の説明</u></p> <p>ク・ケ 略</p> <p>(2)～(4) 略</p> <p>2～7 略</p> |
|--|--|

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|------------------------|--------|--------------|--------|
| 別表第2（第18条関係） | | 別表第2（第18条関係） | |
| 附属機関 | 庶務担当機関 | 附属機関 | 庶務担当機関 |
| 略 | | 略 | |
| 鳥取県運動部活動推進委員会 | 体育保健課 | 体育保健課 | |
| 鳥取県学校の防災教育推進委員会 | | | |
| 略 | | 略 | |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月8日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第18号

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和29年鳥取県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| (身辺警護手当) 第6条 条例第19条第1項第3号の人事委員会規則で定める者は、その身辺に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者とする。 | (身辺警護手当) 第6条 条例第19条第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、その身辺に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがある者とする。 |
| (手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、条例第25条の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。 | (手当支給の特例) 第7条 略 2 前項の作業に従事した時間には、条例第24条の規定により支給されないこととなる手当に係る作業に従事した時間を含むものとする。 |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。